

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第98回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和3年1月27日(水) 午前10時25分から午前10時59分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	坪田都市建設部長 山田計画係長、中山主査、竹村主任 矢花建築住宅課長、高山開発調整係長
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和3年1月28日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
 - ・第97回土地利用審議会議事録について
- (4) 審議案件
- (5) その他
- (6) 閉 会

2 審議概要

(1) 報告事項

- ・第97回土地利用審議会議事録について

○ 誤り等のないことを確認した。

(2) 審議案件

- ・審議案件(1)について
資料説明(事務局)

○ 5区画のうち、1区画が270㎡しかないが、なぜなのか。

→ 複数区画の分譲に関して、敷地面積を概ね300㎡で運用している。1区画のみ1割の緩和で270㎡でも可としている。

○ 概ねというのは1割ということでしょうか。

→ そうである。

○ 了解した。

○ 他に何かあるか。

他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。

○ よい。

・審議案件（２）について
資料説明（事務局）

○ 今回の開発は小集落内で東西にも住宅があるので、開発は問題ないと思うが、小集落で開発する場合の運用はどうなっているのか。

→ 小集落は3辺接続が満たされないなので、特定開発で運用している。

○ 小集落の定義はあるか。

→ 住宅が概ね10戸以上集まっているのが基本集落で、10戸以下の住宅については小集落という扱いである。

○ 小集落での開発について制限はあるのか。

→ 小集落については田園環境区域の基本集落外という扱いになる。最低敷地面積は300㎡となっている。

○ 公園に隣接しているが、公園から見渡した時に住宅は見えるか。観光客が多いので、住宅が見えるのなら景観的によくないと思う。

○ 周りに樹木が植えてあり、樹木が影になり住宅はほとんど見えないと思う。

○ 了解した。

○ トレーラーハウスは移動もできるので、今後トレーラーハウスをどかして、住宅の開発をする場合、手続きはしなくてよいか。

→ 同じ用途であれば、手続きはいらないが、用途が変われば、用途変更する必要がある。

○ 了解した。

○ 敷地面積の割合について、開発後の残地について、環境に配慮し、雑草等の管理をしっかり行っていただきたい。

→ 承知した。

○ 他に何かあるか。

他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。

○ よい。

（３）その他

・次回日程調整（事務局）

以上